

# (仮称) 福山市次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価 方法書に対する知事意見

## 1 基本的事項

- (1) 事業計画や工事計画の具体化にあたっては、地球温暖化防止や、大気汚染、騒音等の生活環境保全の観点から、最新の知見を踏まえ、可能な限り最良の技術の導入及び最新の調査・予測・評価を行い、より一層の環境影響の低減について検討を行うこと。
- (2) 環境への影響の可能性が想定される地域の地元住民に対しては、適切な機会をとらえて環境影響評価の内容及び廃棄物の広域処理の必要性について丁寧に説明するとともに、住民からの意見について十分な検討をするように努めること。
- (3) 環境影響評価を行うにあたっては、科学的知見に基づいて、調査・予測・評価を行うこと。また、基本設計等の策定や環境影響評価を行う過程において、新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は、選定した項目や手法を必要に応じて見直すとともに、適切に対処すること。
- (4) 地震及び風水害等の災害や事故等により、設備の損傷やこれに起因する周辺住民の生活環境への影響が生じないように、災害・事故時における環境保全対策にも万全を期すこと。
- (5) 事業計画地及びその周辺は循環型社会構築の重要な地域であることから、施設設計にあたっては、アメニティーの観点から周辺と調和のとれた施設とすること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

- 排出ガスについて、事業計画地は工業専用地域であり、周辺事業場からの排出ガス等による影響も懸念されることから、周辺の大気汚染濃度が気象条件等により、一時的に上昇することを考慮した上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。
- 事業計画地周辺において光化学オキシダント及び微小粒子状物質の環境基準を達成していない地点が存在することから、最新鋭のばい煙処理施設の導入等について検討し、それらの低減効果を踏まえた上で、適切に調査・予測・評価を行うこと。
- 施設の建設における資材等の運搬や施設稼働時における廃棄物搬出入に伴う車両から排出される排ガスや粉じんについて、周辺環境に配慮し、低減対策を検討するとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

### (2) 騒音・振動

施設の建設における資材等の運搬や施設稼働時における廃棄物搬出入に伴う道路交通騒音及び振動について、搬入主要道路においては、走行車両等の増加による影響を可能な限り回避・低減するよう検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

### (3) 悪臭

施設の詳細が決まり次第、気体排出口における臭気指数の自主基準値を算出して記載すること。また、悪臭防止設備の具体を明らかにし、悪臭の一層の低減に努めるとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

### (4) 景観

事業計画地は、福山市景観条例で大規模行為届出対象区域に指定されていることに留意し、予測にあたっては、工作物の形態・意匠、色彩等や植樹等の複数の環境保全措置を比較検討しながら行うとともに、適切に調査・予測・評価を行うこと。

### (5) 廃棄物等

工事中及び供用時において発生する廃棄物について、種類ごとの発生量を把握し、発生量の抑止及びリサイクル等の再利用を検討し、適切に調査・予測・評価を行うこと。

### (6) 温室効果ガス等

- 施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、削減効果の高い設備を導入し、長期的な温室効果ガスの削減を検討すること。
- 予測にあたっては、発電、廃熱回収などの複数の環境保全措置を比較検討し、温室効果ガス排出量の間接的な削減効果についても適切に調査・予測・評価を行うこと。